

豊橋市起業支援事業費補助金 申請時チェックリスト

※申請する前に必ずチェックをお願いします。申請は1回限りです。申請書と一緒にこのチェックリストを提出してください。

↓確認や書類が準備できていたら点を記入

申請人：

No	チェック	必要書類	確認事項
1		—	・開業もしくは会社を設立前に事業を営んでいないか（いわゆる法人成りは対象外）
2		—	・市内に本社（個人については住所）があるか ・納税地が豊橋市である方が対象 ・適法に事業が営める場所かどうか確認します
3		—	・No.2以外に事業所（店舗等）がある場合、それも市内か
4		—	・フランチャイズチェーンではないか
5		—	・バー、キャバレー、ナイトクラブ、風営法第2条第1項の風俗営業や第5項の性風俗関連特殊営業や第13項の接客業務受託営業ではないか
6		—	・補助金の対象となる経費は算出できているか （補助申請日までの経費、設備・備品に係る費用は10万円以上のものが対象）
7		—	・市税を滞納していないか
8		交付申請書兼実績報告書 （様式第1）	・住所または所在地は正しく記入されているか 法人：登記事項証明書に記載されている本店所在地 個人事業者：住民票に記載されている住所 ・記入漏れはないか
9		【法人】登記事項証明書の写し	・発行から3か月以内のもの写しで、法人の設立日が申請日の1年以内か（法務局で入手）
		【個人事業者】開業届の写し	・開業日が申請日の1年以内か（税務署へ提出済のもの）
10		従業員数を証明する書類の写し	・事業所別被保険者台帳照会の写し（3か月以内のもの）（ハローワークで入手）
			・従業員がいない場合は、別途様式「従業員について」を提出
11		補助対象経費に係る領収書等、 出金したことがわかるものの写し	・領収書などの宛て名は申請者と同じであるか ・どの部分が取り組んだ事業に係る経費か分かるものか ・経費の内訳が分からない場合はNo.12も用意してください
12		補助対象経費に係る契約書、 請書、請求書等の写し	・領収書の金額について数量や単価が分かるものか（必要に応じて準備してください）
13		補助対象事業を実施したことが 確認できる写真又は成果品	・購入した備品などを実際に使用していることが分かる写真やカラーコピー
14		特定創業支援等事業相談 カルテ（様式第2）又は これに準ずるもの	・とよはし創業プラットホーム参画機関による指導を1か月以上かけて4回以上受けているか ・準ずるものは、以下(1)～(3)のいずれかの写し ○豊橋商工会議所発行 （1）創業塾の修了証 （2）令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助＜一般型＞様式4 ○金融機関発行 （3）創業希望者相談票
15		とよはし創業プラットホーム参画 機関による指導及び助言を受け 作成した起業から3年以上の 事業計画書	・様式は任意 ・事業内容、収益（売上高、売上原価、営業利益、従業員数）は必須項目 （補助金交付決定から3年までの事業状況の報告と比較するものです）
16		給与所得の源泉徴収票の写し 又は 所得証明書	・事業収入がないか（起業前に事業を営んでいないか）
17		小規模事業者 持続化補助金の申請書	以下(1)～(3)のいずれかを提出 （1）令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞公募要領 経営計画書兼補助事業計画書①（様式2-1）及び 補助事業計画書②（様式3-1） （2）令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞公募要領 経営計画書（様式2） （3）令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞公募要領 経営計画及び補助事業計画（様式1） ・項目は具体的に記入してください ・記載内容についての相談はとよはし創業プラットホーム参画機関までお願いします
18		許認可証の写し	（許認可を要する業種の場合のみ必要）
19		債権者登録申請書	・補助金を振り込む口座が記載してあるか
20		通帳の写し	・補助金を振り込む金融機関口座の通帳表紙の写し 及び 金融機関名、預金種目、 口座名義、口座番号、金融機関の支店番号が確認できるページの写し